

次の規定は、お客さまと株式会社三井住友銀行・三井住友カード株式会社・東日本旅客鉄道株式会社との間の取り決めについて定めるものです。

【Suicaに関する特約】

第1条（目的）

本特約は、株式会社三井住友銀行（以下「当行」といいます。）、三井住友カード株式会社（以下「三井住友カード」といいます。）および東日本旅客鉄道株式会社（以下「JR東日本」といいます。）の発行する「SMBC CARD Suica（三井住友カードVISA）」（以下「SMBC CARD Suica」といいます。）を情報記録媒体としたJR東日本所定の乗車券（以下「ICカード乗車券」といいます。）において、利用者に提供するサービスの内容と、利用者がそれらを受けるための条件を定めることを目的とします。なお、本特約の用語の定義について特に定めのないものは、「SMBC CARD Suica（三井住友VISA）規定」および「三井住友VISAカード&三井住友マスターカード会員規約」（以下まとめて「会員規約等」といいます。）によるものとします。

第2条（適用範囲）

- 1.本特約は、会員規約等に対する特約であり、会員規約等と異なる条項については本特約を優先することとします。
- 2.利用者がICカード乗車券を利用する場合は、東日本旅客鉄道株式会社ICカード乗車券取扱規則（平成13年10月東日本旅客鉄道株式会社公告第24号。以下「ICカード取扱規則」といいます。）による記名ICカード乗車券として取り扱います。
- 3.利用者はSMBC CARD Suicaを、ICカード取扱規則によるSuica定期乗車券としては利用できないものとします。
- 4.ICカード乗車券の利用等に関し、本特約に定めていない事項については、ICカード取扱規則および東日本旅客鉄道株式会社Suica電子マネー取扱規則（平成16年3月東日本旅客鉄道株式会社公告第34号。以下「電子マネー取扱規則」といいます。）の定めるところによります。「電子マネー取扱規則」による場合、「Suica電子マネー」を「SF」と読み替えることとします。

第3条（用語の定義）

本特約における主な用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとします。

- (1)「SF」とは、JR東日本が相当の対価を得てICカード乗車券に記録した金銭的価値をいいます。
- (2)「チャージ」とは、JR東日本の定める方法でICカード乗車券にSFを積み増しすることをいいます。

第4条（デポジット）

SMBC CARD Suicaについては、デポジットに関するICカード取扱規則の定めは適用しないものとします。

第5条（制限事項）

1. SMBC CARD Suicaの有効期限を超えてICカード乗車券として使用することはできません。
2. ICカード取扱規則第48条の定めにかかわらず、バスの定期乗車券を利用することはできません。

第6条（チャージ）

1. 利用者は、ICカード取扱規則第12条に定める機器のほか、ICカード乗車券の処理が可能なJR東日本またはJR東日本が提携している会社もしくは組織の運営している現金自動貸付機等（以下「Suica対応ATM」といいます。）により、SMBC CARD Suicaのクレジットカード機能によってチャージをすることができます。
2. 利用者がSMBC CARD Suicaのクレジットカード機能によりチャージを行う場合のお支払い方法は、カードショッピングの1回払いとします。
3. 前項にかかわらず、利用者から申し出があり、三井住友カードが承認した場合には、承認した方法による支払い方法に変更することができるものとします。

第7条（SF残額の確認）

利用者は、ICカード取扱規則第13条に定める機器のほか、Suica対応ATMにより、SMBC CARD SuicaのSF残額を確認することができます。

第8条（払い戻し）

1. JR東日本は、ICカード取扱規則第15条の定めにかかわらず、本特約第10条第2項に該当する場合でJR東日本が認めた場合、第11条または第12条に該当する場合で、利用者から次の各号のいずれかによる請求があった場合に限り、SF残額を払い戻します。なお、JR東日本はICカード取扱規則第15条に定める手数料は収受しません。ただし、本特約第10条第2項に該当する場合、JR東日本所定の払戻手数料および振込手数料等を負担していただく場合があります。

- ①利用者が、Suica対応ATMによりSF残額の払い戻しを請求したとき。
- ②前号の取り扱いによれない場合で、利用者が自らの責任においてSMBC CARD Suicaを切断する等使用不能な状態にして、当行、三井住友カードおよびJR東日本（以下総称して「各社」といいます。）所定の方法によりSMBC CARD Suicaを当行に返却し

て、SF残額の払い戻しを請求したとき。

2.前項による払い戻しをした以降は、SMBC CARD SuicaのICカード乗車券は使用できなくなるものとします。

3.SF残額を払い戻した後は、バス事業者の行うバス利用特典サービスは無効となります。無効となったバス利用特典サービスについて、各社は責任を負わないこととします。

第9条（再発行時の取扱い）

各社は、ICカード取扱規則第16条および第17条にかかわらず、「SMBC CARD Suica（三井住友VISA）規定」第10条に定める再発行時にICカード乗車券の再発行を行います。

第10条（SMBC CARD Suicaが無効となる場合等）

1.各社は、次の各号に該当する場合、ICカード乗車券を無効とし、利用者資格の喪失等の処置をとることがあります。

- ①ICカード取扱規則第31条、第33条または第34条に該当した場合
- ②電子マネー取扱規則第6条第1号に該当した場合
- ③利用者のICカード乗車券の利用が会員規約等または本特約の規定に違反した場合、あるいは違反する恐れがある場合

2.各社は、利用者が前項以外の事由により退会・利用者資格の喪失およびSMBC CARD Suicaの利用停止・返却の適用を受けた場合にはSMBC CARD Suicaを無効とします。

第11条（更新カード発行時の取扱い）

利用者は、有効期限を更新した新しいSMBC CARD Suicaが送付された場合で従前のSMBC CARD SuicaにICカード乗車券の情報がある場合は、その有効期限内に本特約第8条によるSF残額の払い戻しを行うものとします。

第12条（退会の手続き）

利用者がSMBC CARD Suicaを任意に退会する場合は、第8条によるSFの払い戻しを行った上で、会員規約等の定めによるものとします。なお、各社が認めた場合は、この限りではありません。

第13条（免責事項）

1.カードを紛失または盗難にあった場合等に、SMBC CARD Suicaの使用停止措置が完了するまでの間に他人によるICカード乗車券の使用等（払い戻しを含みます。）があった場合、各社はそれらを補償する責めを負いません。

2.SMBC CARD SuicaのICカード乗車券の機能が使用できないことにより利用者に生じる不利益、損害については、各社はその責めを負いません。

以上

三井住友銀行 三井住友カード JR東日本